

令和7年10月11日

助成金不支給決定2連続から学んだ注意点

1. キャリアアップ助成金で3%アップの要件に結果的に満たない案件

給与の内訳での問題点 転換前に管理職手当があった。転換後も管理職手当があった。

転換前の賃金規定には、管理職手当の記載が・・・

転換後の賃金規定には、管理職手当が固定残業代とみなすという条項があった。

固定残業代は、基本的に3%アップの要件に含めないが、転換前の基本給にプラスされるため、比較対象が、

転換前 基本給+固定残業代

転換後 基本給

との比較となり、要件を満たさなかった

2. 定年廃止とは認められなかった就業規則の案件

高齢・障害求職者支援機構の

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_keizoku.html

こちらで、就業規則を修正する必要があるときに、加筆（定年廃止）の条項を入れるだけでなく、既存の退職に関する（解雇等の状況との）整合性を確認する必要があった。